# 明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

創刊号 2005年6月

#### 明るい警察の実現を目指して

代 表 原田 宏二

一昨年(2003年)暮れ、北海道で発覚した警察の 裏金疑惑は瞬く間に全国に波及しました。

北海道警察の裏金疑惑について、警察は、当初頑なにその事実を否定しました。しかし、私どもの告発やマスコミや世論の圧力に耐えられず、ついに、長年にわたる組織的な裏金システムの存在を認め、9億1600万円を返還しその幕引きをしようとしています。

北海道警察の内部調査に多くのまやかしがあることは別として、この一連の対応は何を意味しているのでしょうか。見逃してはならないのは、警察という組織が大嘘つきであることが露呈してしまったことなのです。しかも、大嘘をついた警察上層部の幹部は誰も責任を取ることもなく、それを議会も公安委員会も黙認したままです。

警察は、ことあるごとに「国民ための警察」、「国民に信頼される警察」を口にします。北海道警察の裏金疑惑に対する一連の対応は、こうした警察の建前が真っ赤な偽りであることを白日の下に明らかにしたことになります。

警察組織による基本的な存在意義の否定、目線の狂いは、どのような結果を生むのか。それは、現場のゆがみとなって現れます。

全国の警察では、非合理的なノルマ主義による不適切な職務執行などの事例が頻発しています。ノルマ、各人が果たすべき一定量の仕事、それが合理的な根拠に基づくものであれば問題はありません。

警察には、かつて「取締指数」なる概念が存在しました。それは、交通事故は取り締まりを強化すればするほど減少するという考え方でした。現在のような国民皆免許時代、車社会ではこの考えは最早通用しません。しかし、現在でもこうした考えが根強く存在します。

交通の取り締まりだけではありません。泥棒の捜査、 少年の補導などなどに幅広くノルマ主義が横行して いるのです。現場の警察官は、ノルマを達成するため 軽微な事件の摘発にうつつをぬかし、時には書類の偽 造までやる。

つい先日は、検挙実績を上げるため捜査書類を偽造したり、鑑識係の警察官が犯罪現場で自分の指紋を採

取したりして、指紋採取の実績にしていたという事案 まで起きています。

こうした警察の現場のゆがみは、国民の安全を守る ことを本来の任務とする警察官の目線もまた、国民の 期待するところとは全く違うところに注がれている ことを示しています。

現場の警察官は、ノルマが非合理的なことを知っています。しかし、階級社会の鉄のピラミッドのなかでは、まっとうな意見や自由な発言は受け入れられることは少ないのです。

警察は、社会にとって必要な機関であることは間違いありません。しかし、だからといって警察が万能である必要はないのです。間違うこともあるし、失敗もある。できないこともある。問題は、そうしたことを率直に国民に謝罪し訴えていくことこそ必要ではないかと思うのです。そこに信頼の原点があります。

警察に権威が必要だというのなら「警察はウソをつかない」ことを明らかにすべきだと思います。しかし、実際はその逆の結果でした。警察OBとして残念なことでした。



昨年 10 月「明るい警察を実現する全国ネットワーク」が発足して早くも半年が過ぎました。きっかけは昨年8月の全国市民オンブズマン函館大会に参加したことでした。

私は、警察職員が組織内の問題に

ついて発言する場がどこにもないことを自分の体験 から知っていました。当初は、市民オンブズマンの組 織内に内部告発をした警察職員をガードしてくれる 窓口を設けて欲しいと漠然と考えていました。その後 の拡大幹事会の協議の中で、市民オンブズマンとは果 たす役割が違う部分があることが明らかになり、幅広 い受け皿としてスタートしたのです。

最初は、北海道、東京(関東)、名古屋(中部)、大阪(関西)、福岡(九州)、に拠点を設けましたが、現在は仙台(東北)、愛媛(四国)、栃木、群馬にも拠点が設けられ、全国をカバーする体制ができました。

既に、愛媛県警の現職警察官仙波敏郎氏、群馬県警のOB大河原宗平氏、高知県警のOB片岡壯起氏の訴訟の支援など具体的な活動も開始しています。賛助会員も次第に増え、全国各地から裏金や警察の不正や内部の問題に関する情報などが数多く寄せられていま

す。

残念ながら、警察の裏金問題は依然として地方の問題として処理されようとしています。そのなかで警察は、「昔はあったかもしれないが平成13年度以降、警察改革が行われた結果、不正経理は行われていない」と主張を微妙に変えつつあります。また、何故裏金システムが生まれ、継続したのかという本質的な論議は行われていません。

本当にこれでよいのでしょうか。裏金システムは、警察の持っている病理とも言える体質に起因したものです。そうした体質が変わらない限り、裏金つくりはなくなることはありません。

当面は、これまでのような裏金つくりが難しくなることは間違いありませんが、警察の持っている体質は一朝一夕で変わるとは思えません。国民の皆さんに求められているのは、警察の真の姿を国民の皆さんが良く知ることであり、警察を監視していく姿勢ではないでしょうか。

「明るい警察を実現する全国ネットワーク」は、これからも現職警察官、警察OBをはじめ、国民の皆さんの受け皿となり、明るい警察の実現を目指して努力していきたいと思います。これからも変わらないご支援をお願いします。



北海道警察OB 齋藤邦雄

裏金作りに手を染めた忸怩たる思い、しかし一人で は闘えない、そんな勇気もない。

私は平成13年3月、35年間勤めた北海道警察を静かに退職し、民間企業に就職してサラリーマン生活を送っていました。

ところが平成16年2月10日のことです。

「あっー!やってしまった!」・・忘れもしないこの 日、原田宏二さんの裏金告白をテレビで見た瞬間の私 の気持ちです。

どうする?俺も原田証言を裏付ける資料は持っているが・・・。

口をつぐめば一生後悔する・・・、第二の人生の仕事も大切だ・・・、原田さんをバックアップしなければ・・・・、気持ちは逡巡しましたが、遂に原田さんを後押しするために立ち上がる決心をし、昨年3月1日、警察官時代に不正に手を染めた事実について一部始終を告白しました。

いつか誰かが告白しなければ·····、原田さんはスラリといとも簡単に言葉にしますが、そこに至るまで

の心境は、複雑だったことは想像に難くありません。 そうなのです。巨大な警察組織が「治安維持」「捜査 上の秘密」を隠れ蓑に巨額の税金を不正執行していた のです。

原田さんは、そのような組織に対して身の危険を顧みることなく、一人で行動を起こしました。道警に対して「組織再生のラストチャンス」という言葉も口にしましたが、それは、道民(国民)の皆さんに対しても「千載一遇の絶好のラストチャンス」との呼びかけでもあった、と今でも私はそう思うのです。

その後の進捗状況は、皆さんがご承知の通りです。 青森・宮城・群馬・静岡・高知・愛媛・福岡・大分 各県警・京都府警等々、全国の都道府県警察に波及し て、いまや、とどまることの出来ない勢いになってお ります。

不正を否定して膿を出し切らずに、国民の平穏な生活確保のため治安維持に邁進、・・・どだい無理な話です。

そして自浄能力を発揮しようとしない。

小手先だけのつじつま合わせはほころびが生じ、既 に道民(国民)の皆さん方は、嘘の上塗りであること を悉皆把握しています。

まず全ての不正を認めることから信頼回復・組織再生の道が始まるのであり、困難を克服して、長いイバラの道を乗り越えていかなければならないと思うのです。



この先も皆さんと「明るい警察を実現する全国ネットワーク」そしてオンブズマンの方々と力を合わせて真の力強い警察を全国に取り戻そうではありませんか。

### 性犯罪者の出所情報の提供がスタート 一現場の警察官の困惑と警察官僚の無責任—

6月1日から、①子どもを狙った暴力的性犯罪の再犯を防止すること、②事件発生後の迅速な対抗を図ることを目的とした、全国74刑務所などから警察庁に、性犯罪者の出所後の居住地情報を提供する制度が始まった。

この制度は奈良県内で発生した幼女誘拐殺人事件をきっかけとしたもので、刑務所が持っている出所者の個人情報(氏名、生年月日、本籍、帰住予定地など)を警察に提供し、上記①②に役立てようというものだ。だが、これが全くのマユツバ。この制度では子どもを暴力的性犯罪から守ることはできない。

「再犯の防止が目的」という点からして、もうダメ

だ。子どもにしてみれば、たった1度の性犯罪被害にも遭いたくない。しかも、実際の事件は子どもにとってごく身近な空間である自宅や近所などで起こる。それを未然に防がなければ意味がないのだ。

しかも、これらの事件のほとんどは沈黙の闇の中に押し込まれ、発覚しないまま繰り返され、「再犯」どころか「初犯」にもならない。すべて制度の想定外。

警察官僚には事件の現場など関心がない。何か対策をとったかのようにマスコミと世間に思い込んでもらえればそれでいいのだ。朝日新聞 2005 年 6 月 1 日夕刊で、警察庁は、再犯が防げなくても「仕組みとして実施していれば責任を果たしたと言える」という見解を出している。

ある警察署長は「再犯を防ぐことができるとは言い きれない」と言い、ある警察幹部は「明確な被害がな い事案に力を入れすぎてしまい、結果的に本来の業務 が手薄にならないか」と言う(同記事)。

警察の検挙ノルマが真に事故や事件の発生を防止 していないのと同じように、この情報提供制度も建前 に過ぎず、真に子どもを守ることには役立たない。

だれが警察をダメにしているか ―警官が警官に公務執行妨害、で起訴猶予の怪―



刑事訴訟法上、検察官は警察の 捜査をチェックする役割になっ ているが、現実は必ずしもそうな っていない。とくに警察組織が問 題になっている場合は、かなり違 う態度をとる。

10 人前後もいた警察官に羽交い絞めにされ怪我を した現職警察官・大河原宗平さん(群馬県警)が、逆 にねつ造の公務執行妨害で逮捕されたとき、大河原さ んは、警察官たちのやり方に呆れたものの、検察官や 裁判官はすぐにわかってくれるに違いないと、高をく くっていた。

しかし、前橋地検の担当検事は、事情を説明する大河原さんに「絶対に起訴してやる!」と息巻いた。勾留質問担当の裁判官も大河原さんの弁解に耳を傾けてくれなかった。大河原さんは唖然。

警察の言い分は絶対。被疑者は胡散臭い。それがほとんどの検察官の頭の中を占めている。こういう前提があった方が刑事事件処理を安定してできる。弁護士のようにいつも疑いの目で見ていたら、仕事がスムーズに進まないだろうということは想像できる。

だから、逮捕当初の時点で、検察官が警察の言い分を信じてしまった、ということになっても、まあ、仕 方がないかと、譲歩できなくはない。 問題はその後だ。

その後の捜査で、大河原さんの言い分が正しいことがわかったはずなのに、検事は大河原さんを「嫌疑なし」で釈放しなかった。処分保留のまま釈放し、その日に県警は大河原さんを懲戒免職にした。

地検の処分が決まっていない事件、しかも本人が成立自体を争っている事件を主な処分理由として(つまり、事実と断定して)懲戒免職にする群馬県警の強引ぶりには呆れるが、検事にも呆れる。

群馬県内で「現職の警察官が公務執行妨害」と大きく報道され、大河原さんが懲戒免職されそうになっていた時期である。検事が「嫌疑なし」で釈放すれば、大河原さんは懲戒免職を免れ、むしろ公務執行妨害をでっち上げた警察官たちこそが懲戒免職などの処分を受けることになっていたはずだ。

検事はそういう展開になることをよ~くわかって いて、あえて、処分保留のままの釈放という曖昧な中 間処理をして、県警を助けた。

反省も謝罪もない、治療費数千円も払わない大河原 さんに対して、検事は起訴猶予(事件は成立している が十分な情状がある)を理由とする不起訴にした。検 事、ご乱心?

・・・ではない。「嫌疑なし」で不起訴にすべきところを、「上」の指示で「起訴猶予」にさせられてしまったのだ。「上」の判断は県警の強い要請に基づいていた。それ以外に理解のしようがない。

起訴猶予にされたことで、大河原さんの公務執行妨害の嫌疑はそのまま残り、他方、公務執行妨害がでっち上げであることを刑事裁判で問題にすることができなくなった。大河原さんを懲戒免職にした県警の面子は保たれた。県警にしてみれば万々歳の展開だ。

警察のこの横暴に対して検察庁の甘いこと! 警察と検察の、甘えと甘やかしの関係が日本の警察をますますダメにしている。

大河原さんは、県(群馬県警)と国(前橋地検)を 被告とする国家賠償請求訴訟を前橋地方裁判所に起 こした。

### 捜査費情報公開訴訟判決・高知編 ―勝者は内部告発警察官!―

去る5月27日、市民オンブズマン高知が取り組んできた情報公開訴訟の判決が、高知地方裁判所で言い渡された。判決内容は、原告にとって落胆と喜びが交差するものだった。

裁判の経過がそもそもかなり変わっていた。

これまでの各地の裁判では、非公開事由の説明の不

合理性を理論的に追及して行くパターンが主だったが、高知では、県警捜査第一課の捜査費の不正経理に関する文書が地元新聞と市民オンブズマンに提供されていた。地元新聞はこれをきっかけに執拗に警察の裏金問題を報道し、匿名で取材に応じる現職・OBの警察官が続々と現れた。これらを非公開事由の非該当性と、公益性を理由とする公開の必要性の立証に役立てた。

また、県警の会計責任者(裏金文書の発覚後、左遷になった)と県警捜査第一課の現職・OBの警察官各1名、合計3名の警察官の証人尋問というのも前代未聞で、証言内容も、県警と警察庁の必死の努力にもかかわらず、不正経理の疑いを払拭するどころか、濃厚なものであることを裁判官に印象づけるものだった。

判決は、非公開部分はすべて高知県情報公開条例の 非公開事由に該当する、しかし捜査第一課の分につい てだけは不正経理の疑いが濃厚であり、個々の金額の 支出について公開する公益性が優越する、というもの だった

一つの課とは言え、個々の支出について公開を命じたという点では画期的と言えるが、同じ会計処理をしているはずの他課の分についてはすべて非公開事由に該当するとしたのは、理論的にも実情からしても???だ。

高知地裁が示した非公開事由の規定の解釈は、極めて消極的、後ろ向きで、とても他の訴訟の原告には役に立たない。裁判所は他の訴訟への影響を強く意識してこのような手法を採用したのだろう。

それにしても、判決文中で公益性を認定するくだり の事実認定は、県警に対する裁判官の疑いが如何に強 いかがはっきり現れている。県警の内部告発者の訴え が裁判所に届いた結果としての勝利である。

弁護士の敗北と内部告発者の勝利。 それが高知地裁判決だ。

市民オンブズマン高知は完全勝訴を目指して、6月6日、高松高裁に控訴した。また、県警側も9日に控訴した。



#### 警察ネットの活動状況

▽主な講演活動

1月22日(弘前) … 北海道・東北オンブズネットワ ーク 警察シンポジウム(原 田)

2月5日(福岡) …福岡市民オンブズマン福岡2月 定例会(原田、齋藤、大河原、 大内、片岡、大宅、元福岡県警 警察官) 2月19日(大阪) …市民グループ「見張り番」15周 年記念集会(原田、齋藤)

3月18日(札幌) …警察問題集会(原田、齋藤)

4月16日(栃木) …「警察の裏金つくりを暴く」シ ンポジウム

(原田、齋藤、大河原)

4月23日(京都) …府民集会に参加(原田)

4月30日 ……宮城県知事と面談(原田)

5月9日(愛媛) ……仙波さんを支える会集会 (大河原)

5月15日 (岡山) …警察シンポ

(原田、仙波、片岡、大河原)

5月22日 (大分) …おおいた市民オンブズマン結成 10周年記念・第11回定期総会 (原田、大宅、片岡)

▽警察官に対する具体的支援事件(次回期日/場所)

• 仙波; 国家賠償請求訴訟/松山地裁

(7月12日15:00/31号法廷)

不服申立/愛媛県人事委員会(未定)

※公開の口頭審理を求めている。

警乗手当請求事件/松山地裁

(8月30日15:00/31号法廷)

· 大河原; 国家賠償請求訴訟/前橋地裁

(6月17日16:30/21号法廷)

懲戒処分審査請求/群馬県人事委員会

(6月30日11:00/県庁26階審問室)

債務不存在確認訴訟/前橋地裁

(6月17日16:30/21号法廷)

• 片岡; 処分取消訴訟/高松高裁

(7月19日13:30/高松家裁)

## カンパをありがとう

2005 年 6 月 6 日現在までのカンパの延べ人数は 88 人、総額は 3,121,135 円でした。ありがとうございました。

カンパの使途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。今後は警察ネット普及のためのパンフレットをつくりたいと考えています。

これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264 加入者名 明るい警察を実現する 全国ネットワーク

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク 代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉 〒160-0003 東京都新宿区本塩町 12 番地 四谷ニューマンション 309 さくら通り法律事務所内 TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856